

「在留外国人との共生社会を実現するための条例(仮称)」 骨子案

条例 骨子案 1/2

● 条例制定の必要性（前文） ※総合計画とも整合

・ 富山県を取り巻く環境変化

人口減少・少子高齢化の進行する中、人口減少を緩和する取組とともに、将来の人口構造を踏まえた社会づくりが希求
人口構造の変化に対応し、地域の活力を維持・向上させていくためには、多様な人々がその能力を発揮し、活躍できる環境づくりが必要。多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会や、様々な担い手の参画や連携・協働を通じて、誰もが活躍でき、共に支え合う社会の形成が希求

・ 外国人受入れに係る国の対応

労働力不足が深刻化する中、我が国として専門的・技術的分野での外国人材の育成・確保が必要になっている。
→ 国においても、外国人の受入れが健全な労働市場の形成、安全・安心な社会の実現に向けた取組などに与える影響を十分に考慮しつつ受入れを行うこととされており、外国人の受入環境の整備などが進められている。

・ 多文化共生の意義

このように、社会情勢が変化する中で、外国人材の受入れ・定着は、地域経済の活力の維持・発展のための選択肢の一つ。また、外国人は地域社会で共に暮らす住民・生活者。人口減少・少子高齢化が進む中、共に支え合う地域社会を築くことが一層重要

・ 豊かで幸せな暮らしと持続的かつ健全な発展に向かって

これまでの様々な主体による多文化共生の取組の基盤、国際交流・国際協力の土壌。互いに連携・協働しながら、誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、**国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の富山県**を目指し、条例を制定

● 目的

- ・ **国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくり**を推進し、もって県民一人ひとりの豊かで幸せな暮らしと本県の社会・経済の持続的かつ健全な発展に寄与

● 定義

- ・ 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくとともに、多様性を活かしつつ、活力ある地域社会を形成していくこと



条例 骨子案 2/2

- **基本理念**
 - ・国籍や民族等にかかわらず、等しくその人権を尊重されることを基本として行われなければならない。
 - ・国際的な協調の下での人権保障の取組に留意して行われなければならない。
 - ・持続可能な社会の形成を図ることを旨として行われなければならない。

(主体ごとの責務・役割)

- **県** (責務) 基本理念にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び民間団体等と連携・協働し、多文化共生の推進に関する施策を総合的に実施する責務を有する。
- **市町村** (責務) 基本理念にのっとり、県、県民、事業者及び民間団体等とも連携・協働し、地域の実情に応じた多文化共生の推進に関する施策を講ずるものとする。
- **県民** (役割)
 - ・基本理念にのっとり、文化的なちがい並びに日本及び地域の社会規範及び慣習を尊重するとともに 多文化共生の推進に努めるものとする。
 - ・多文化共生に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- **事業者・民間団体等** (役割) 自らの活動における多文化共生の推進とともに、多文化共生に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- **連携・協働**
 - ・県は、多文化共生を推進するため、国、市町村、県民、事業者及び民間団体等の連携・協働に関する調整に努めるものとする。
 - ・県は、市町村が行う多文化共生施策並びに県民、事業者及び民間団体等が行う活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。
 - ・市町村、県民、事業者及び民間団体等は、県による調整に協力するとともに、相互の連携・協働に努めるものとする。

- **基本計画** 知事は、多文化共生に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画を策定するものとする。

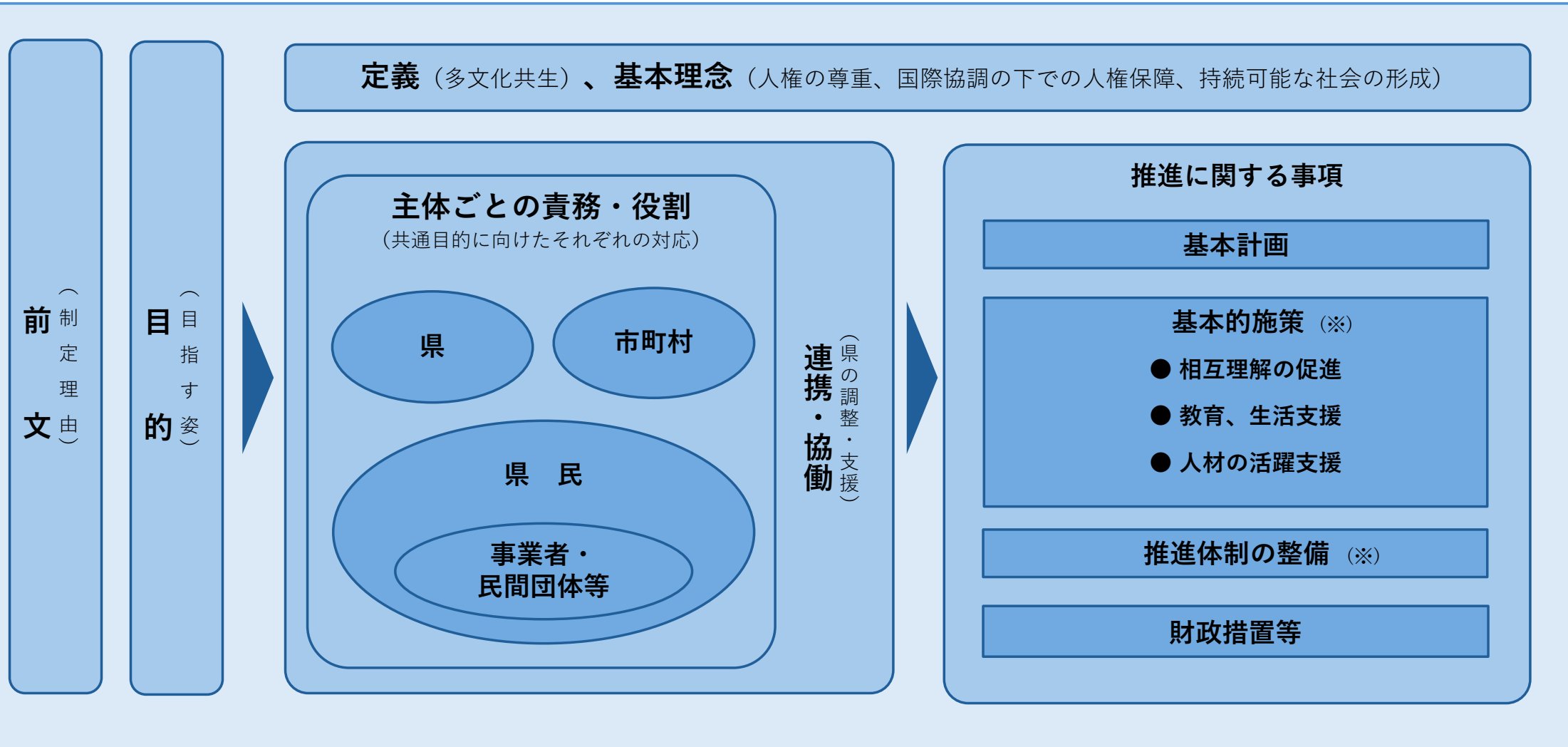
(基本的施策)

- **相互理解の促進** 県は、誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、地域や職場における相互理解の促進に努めるものとする。
- **教育・生活支援** 県は、誰もが必要な日本語教育、社会教育、学校教育及び生活支援等を受け、地域社会において円滑に生活できるよう、その環境整備に努めるものとする。
- **人材の活躍支援** 県は、誰もが自らの能力を発揮し活躍できるよう、地域や職場での人材活躍の支援に努めるものとする。
- **推進体制の整備** 県は、多文化共生を推進するため、必要な体制を整備するものとする。
- **財政上の措置等** 県は、多文化共生の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。³

条例骨子案 前回までの意見を踏まえた対応

現状・課題、意見等	条例での対応
<ul style="list-style-type: none"> 多くの外国人は、企業が人材確保のために受入れ、地域経済を担う存在になっているが、そのことがあまり認識されていない。 これまで県や関係者が取り組んできた共生の取組みの基盤を活かし、未来に向かって進めていくというメッセージを打ち出すべき。 	<p>条例に対する県民理解を促すため、前文を附し、制定の必要性（背景、意義、目的）等を明記</p>
<ul style="list-style-type: none"> 条例やプランにおいて目指す将来像は、一方向の同化ではなく双方向の理解と尊重を目指すべき（双方向性が明確に伝わる表現とすべき。）。 	<p>本県が目指す多文化共生社会の将来像を「国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できる地域」として規定 〔目的〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の労働、居住、教育などの現状を踏まえ、条例には人権の尊重の観点も盛り込むべき。 人権保障の観点から、国際人権法に則した文言を盛り込むべき。 多文化共生は、外国人を含む様々な関係者が、共に社会や未来のために貢献していくことを前提に考えるべき。 	<p>多文化共生推進の前提事項として、人権の尊重、国際協調の下での人権保障、持続可能な社会の形成について規定 〔基本理念〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> 条例もプランも、県・市町村・事業者・NPO等が何をやればよいか分かる羅針盤となることが望ましい。 	<p>多文化共生の推進に関する主体ごとの責務・役割を示し、共通の目的に向け一体となって取り組む機運を醸成 〔主体ごとの責務・役割〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> 条例は、未来の共通目標に向かって、県・市町村・企業・NPO・外国人コミュニティ等様々な主体がセクターを越えてつながり課題解決に取り組むコレクティブインパクトの仕組みとなる。 多文化共生の推進は行政だけでは困難。地域団体や民間企業等とプラットフォームに参加するなど連携していく形が望ましい。 	<p>主体ごとの責務・役割に加え、共通の目的に向かって関係者が連携・協働していくためのアプローチを規定 〔連携・協働〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本県が目指す将来像に向け、重要な施策については条例においても位置付けて推進していくべき。 多文化共生の推進のための具体的な施策や体制は、外国人を取り巻く情勢に応じて臨機応変な対応が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 多文化共生推進に関する事項として「基本計画」「推進体制」「財政措置等」を規定 基本計画の施策項目のうち、普遍的に対応することが必要と考えられるものを「基本的施策」として提示

<参考> 条例 骨子案 構成(イメージ)



(※) 具体的な施策や体制は、条例とは別に基本計画において整理